

令和4年10月3日
道路下水道局・農林水産局・環境局

市政記者各位

ご家庭の「下水道使用料」を減免します（再度のお知らせ）

原油価格・物価高騰等の影響を受ける市民の皆さまの生活を支援するため、ご家庭の「下水道使用料」の2か月分を全額減免します。5月31日にもお知らせしましたが、いよいよ10月検針分から減免を開始しますので、あらためてお知らせするものです。

1 支援対象

ご家庭の下水道使用料（基本使用料（836円(税込)/月）+従量使用料）

※水道の用途が「家事用」の方、井戸水を使用している家庭が対象（事業者は対象から除く）

※一世帯2か月間の平均使用水量24m³の下水道使用料：2,626円（税込）

※水道料金は減免になりません。

2 対象となる期間

令和4年10月～11月に検針した1回分（検針1回で2か月分の使用水量を計測します。）

3 お手続き

申込手続きは必要ありません。

4 共同住宅の管理会社さま等へのお願い

共同住宅で管理会社さま等が一括でお支払いされている一括検針の場合には、減免対象は管理会社さま等となります。入居者の方に支援が行き届きますよう、2か月分の下水道使用料を請求しない、共益費等から減免額を差し引くなど、ご理解とご協力をお願いいたします。

5 詳しい内容

詳しくはホームページ（「福岡市 下水減免」で検索）をご覧ください。

6 市民からのお問い合わせ窓口

福岡市下水道使用料減免コールセンター（下水道使用料に関することに限る）

電話：092-707-3913 受付時間：9:00～17:00（土日祝を除く）

7 その他

農業集落及び漁業集落における集落排水処理施設の使用料、並びにし尿処理手数料についても同様に減免します。

【この資料についての問い合わせ先】

○下水道使用料について：道路下水道局下水道料金課 角南、鳥越
TEL 092-711-4506（内線6020）

○集落排水処理施設使用料について：農林水産局漁港課 住吉、永田
TEL 092-711-4369（内線2690）

○し尿処理手数料について：環境局収集管理課 花田、菊地
TEL 092-711-4299（内線2320）